③　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
④　submit the specification to understand the contents of the model and the performance is seen catalog and maintenance of equipment to be delivered
⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

(7)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 19 March 2019
(8)　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 8 April 2019
(9)　Contact point for the notice : Nobuyuki Kamide, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of River, Products and Services Division, Sapporo Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 19, Kita 2, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8506, Japan TEL 011―611―0269

○開発札幌第30号（No.30）

1　調達内容
(1)　品目分類番号　26
(2)　購入等件名及び数量
札幌開発建設部管内　トナーカートリッジ購入（単価契約）一式（電子入札対象案件）
(3)　開発札幌第29号の1(3)に同じ。
(4)　納入期間　平成31年４月９日から平成32年３月31日
(5)～(7)　開発札幌第29号の1(5)～(7)に同じ。

2　競争参加資格
(1)　開発札幌第29号の2(1)に同じ。
(2)　平成31・32・33年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」においてA、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
(3)　開発札幌第29号の2(3)に同じ。
(4)～(6)　開発札幌第29号の2(6)～(8)に同じ。

3　入札書の提出場所等
(1)～(3)　開発札幌第29号の3(1)～(3)に同じ。
(4)　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成31年３月19日12時00分
(5)　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成31年４月８日12時00分
(6)　開札の日時及び場所　平成31年４月９日14時00分　北海道開発局札幌開発建設部入札室
(7)　開発札幌第29号の3(7)に同じ。

4　その他
開発札幌第29号の４に同じ。

5　Summary
(1)　The same with the notice avobe (No. 29)
(2)　Classification of the products to be procured : 26
(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of Toner Cartridge of the Sapporo Development and Construction Department area
(4)　Delivery period : From 9 April 2019 through 31 March 2020
(5)　The same with the notice avobe (No. 29)
(6)　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice avobe (No. 29)
②　have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders of the “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2019・2020・2021
③　The same with the notice avobe (No. 29) (6)⑤
(7)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 19 March 2019
(8)　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 8 April 2019
(9)　The same with the notice avobe (No. 29)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成31年２月15日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　吉岡　幹夫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　調達内容
(1)　品目分類番号　26
(2)　調達件名及び数量　平成31年度新潟美咲合同庁舎１号館外11箇所で使用する電気契約一式（電子入札対象案件）
(3)　調達件名の特質等　入札説明書による。
(4)　使用期間　平成31年７月１日から平成32年７月31日まで
(5)　需要場所　入札説明書による。
(6)　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、仕様書に規定する契約電力及び予定使用電力量等に基づき算出した額の使用期間における総価を入札金額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

(7)　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書及び必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ等級に格付けされた東北又は関東・甲信越地域いずれかの競争参加資格を有する者であること。
なお、平成31・32・33年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の定期審査受付において申請し受理されている者で、開札日までに競争参加資格の認定がなされる者であること。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続するために必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
(4)　申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
(5)　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
(6)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(7)　入札説明書の交付を直接受けた者であること。
※交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。
・電子調達システムから交付を受けた者
・当局からＣＤ―Ｒ等の記録媒体または郵送で交付を受けた者
(8)　電気事業法第２条の２の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
(9)　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。